

令和3年 第3回定例会
産業文教常任委員会会議録

長 与 町 議 会

令和3年第3回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 令和3年9月10日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員 長	河野 龍二	副委員長	八木 亮三
委員	西田 健	委員	浦川 圭一
委員	中村 美穂	委員	吉岡 清彦
委員	竹中 悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

建設産業部長 山口 新吾
(土木管理課)

課長 山崎 昇
係長 松本 雄輔

(都市計画課)

課長 山崎 禎三
係長 山本 公司
主任 久保 竜太

(産業振興課)

課長 川内 佳代子
主任 藤野 亮

課長補佐 田中 廣幸

課長補佐 前田 将範
技師 吉村 尚倫
主事 市山 翔太

課長補佐 畑中 隆徳

本日の委員会に付した案件

議案第46号 長与町開発行為に関する条例

議案第47号 令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）（結審）

議案第59号 令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 町道路線の認定について

開 会 9時30分

閉 会 15時25分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会します。本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）、産業文教委員会所管部分の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆様おはようございます。それでは議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）の建設産業部所管の補正予算につきまして、各所管課長より説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

では初めに産業振興課、川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

皆様おはようございます。それでは議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）、産業振興課所管分につきまして御説明をいたします。補正予算に関する説明書10、11ページをお開きください。歳出でございます。6款1項3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金、農村地域防災減災事業負担金84万円でございます。こちらは現在、藤の棟地区溜池で行われております耐震補強工事につきまして、令和3年度の県営事業で行っております事業費が増額したことに伴い町の負担分が増額。事業費総額が700万円、町負担分が147万円となり、当初予算で計上していた金額を差し引き、今回84万円の増額補正をお願いするものでございます。負担割合につきましては、国が50%、県が29%、町負担分が21%となっております。

以上が産業振興課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○委員長（河野龍二委員）

では続きまして、土木管理課山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

おはようございます。議案第47号長与町一般会計補正予算（第6号）の土木管理課所管分につきまして御説明いたします。予算書の4ページをお開きください。第2表地方債補正、下段に急傾斜地管理事業の起債限度額を1,000万円追加しております。こちらは急傾斜地管理事業の財源を一般財源から地方債へ変更する財源組み替えです。

続きまして長与町一般会計補正予算に関する説明書6、7ページをお開きください。歳入になります。21款1項1目土木債5節急傾斜地管理事業債は1,000万円の増額計上です。これは先程説明しました地方債補正の急傾斜地管理事業分となります。

続きまして歳出になります。10、11ページをお開きください。上から4段目、8款1項2目急傾斜地管理費は一般財源から地方債への財源組み替えでございます。続きまして1つ下になります。8款6項4目空き家対策費12節委託料330万円の計上で

ございます。空家住宅等実態把握調査は平成29年度に実施して4年が経過しております。再度調査することで、空家の状況などを把握するため実施するものでございます。本年度、空家等対策計画の策定を予定しております。それに載せていく考えでございます。以上が土木管理課所管分でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

これから質疑を行います。まず初めに、産業振興課所管についての質疑を受け付けたいと思います。歳出10、11ページの6款1項3目です。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

こちらの予算は御説明いただいた藤の棟溜池の予算ということですが、増額になった理由ですね、ちょっと簡単をお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

藤の棟溜池の県営事業が令和元年から4年度にかけての事業になりますが、溜池から水が多くなったときに逃げる洪水吐という所のひび割れ補修の延長が当初20メートルとなっていたものが140メートルに延びたことに伴い負担金増額になっております。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

延びたというのは何らかの影響でひび割れが延びていったのか、元々ひび割れがあつて20メートルだと思っていたのが140メートルだったのか、どちらなんですか。

○委員（八木亮三委員）

川内課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

この洪水吐のひび割れ補修につきましては昨年度末からさせていただいているところで、当初調査では20メートルと目視をされていたものが、洪水吐調査をするに当たってほかの所からもひび割れが発見されたということで、延びているところです。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは土木管理課について質疑を行います。土木管理課については予算書4ページ、

歳入6、7ページ、歳出10、11ページ全てにおいて質疑を受け付けたいと思います。
質疑はありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

急傾斜地管理事業ですけども、もう少し具体的にどういう事業かお聞かせ願いたい。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こちらは現在ある急傾斜地の維持工事となります。ですので、新しく急傾斜地を造る
というものではございません。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

維持とは、どういうことをするんですか。維持という意味がちょっとよく分からない。

○委員長（河野龍二委員）

松本係長。

○係長（松本雄輔君）

維持というのは法面の補修とか、そういった工事になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では、空き家対策費についてお伺いします。先程の御説明のとおり、空家等対策計画
策定のためでもあるということなんですが、平成29年に一度行っているということだ
ですが今回のこの調査、委託料ということですので、事業者へ委託すると思うんですが、
これは入札等になるのでしょうか。それとも、例えば平成29年に行った業者、もしくは
はその他業者で、何か特別なノウハウのある所に特定で契約するのか、お願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

入札で行います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと入札のスケジュール。入札から調査期間、それからその結果に基づいて
空家等対策計画をいつまでに作るとか、そういうスケジュールが分かればお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

空家等対策計画を1月には作りたいと考えておりますので、そこから逆算していくと、この予算が通り次第、業者を抽出してできるだけ早い段階で行いたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと戻るんですけども、維持管理をするということで、今回の急傾斜地の維持管理をする場所はもう特定をされているということによろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

特定をしております。今回の予算は財源を組み替えるものであって、当初予算で維持工事費として計上されているものですので中身を変えるということは考えておりません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のところで急傾斜の話なんですけど、急傾斜地の維持管理と言われているので、急傾斜と言えども山ほどあるわけですよ、六百何か所。ここで言われているのは既に施工した所の維持管理ということなんですよ、出来上がった所。そうじゃないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

既に出来上がっている急傾斜地の維持管理費となります。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そこはやっぱり丁寧に言っただければ分かりやすいんですが。急傾斜地の維持管理と言われるから、山ほどある急傾斜地の維持管理をされるのかなと勘違いをされるのかなと思って。ついでにもう1点お聞きしてよろしいですかね。この330万円の空き家対策の調査ですが、簡単にいいんですけど調査の目的、補正で上げておられて、急遽やるようになったんだと思うんですけども、その目的は何なのかですね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

今年度、空家対策の計画策定を予定しております。前回調査したのが29年、4年前

のもので、その後どういう経過となったのか。変わらない可能性もありますが、今どういう状況にあるのかというのを、初年度ですと載せていきたいと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号令和3年度長与町一般会計補正予算（第6号）、産業文教常任委員会所管分の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で9時50分まで休憩いたします。

（休憩 9時47分～9時50分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

本会議で付託を受けました議案第62号町道路線の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

それでは、議案第62号町道路線の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案のあとに、参考資料として位置図及び道路、町道認定路線図を添付しております。路線図には起点を○、終点を△で表示しておりますので御参照ください。本議案は道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。

対象となる路線につきましては、路線番号969、中通線、民間開発行為による宅地造成に伴う公衆用道路の帰属による路線であります。延長は88.7メートル、幅員6メートルから14.2メートル。回転場の幅員は10メートルです。

以上、1路線の町道認定につきまして御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

引き続き、図面について説明をお願いいたします。

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

こちらが中通線になりますが、起点が○、終点が△になります。延長が88.7メートル、幅員、普通の所は6メートルになります。最大の14.2メートルという所は入

り口の部分となっております。あと回転場が10メートル、工事をされております。

○委員長（河野龍二委員）

それでは質疑を受け付けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

町道認定というのが私は初めてなのでお伺いしたいんですが、先程、民間の開発行為の場所ということでしたけれども、そうすると、その土地は民地ではないんですか。町道というのは当然町の土地になると思うんですが、どういう経緯で開発したのちここが町道というような規定になるのか、簡単に御説明いただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

まず開発になりますと、開発の協議が事前に行われます。その中で、どういうふう designs をするのか、工事をするのか協議が行われます。そのとおりに工事を進めることによって、そこを帰属していただくという、事前に協議が終わった中での工事となります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると今、図をいただきましたが、全体の土地はそもそもは民間の民有地で、そこを開発したときに、ここは町に帰属するということになるんですかね。簡単に言うと、所有者的には別に私道でもいいわけですよ。どういう経緯で町道にするような話になるのか、簡単に御説明いただければと思うんですが。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

基本的には個人の土地を開発するという格好にはなりません。その開発の中で、道路として幅員であったり、そういうところの問題がないか協議をやった中で、町道として最終的に引き取るという協議をあらかじめ行った中で開発をしていきますので、開発が完了した時点で町道に引き取りますという事前協議をしているものとなります。

○委員長（河野龍二委員）

山口部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

今回お示ししている土地は元々畑だったんですね。それを民間の開発で宅地にするということで、接道義務等もありまして真ん中に道路を1本入れて、それを町道に今回認定をするようになっているんですけども。ここ全部で予定として14戸ありますけども、仮にここに14戸張り付いた場合、将来的に道路管理が、その土地の方、住宅地の方が

管理するのが難しいだろうということで、そういう管理も含めて、あとあとやっぱり町の方で管理をしなくてはならないんじゃないかということから町で引き取って、町道として管理をするという中で、町道路線の認定基準がございますので、そういったものもきちんと業者にお伝えしながら、規定どおりの道路を造っていただいた場合は町の方に引き取って今後管理をしていこうということで、住民の方に御負担を掛けないという一つの方法として町道認定して、町で引き取って管理をするということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると開発行為を行ったときに道路を造ったら、必ずしも町道にするという決まりではないということなんですかね。例えば私道っていうのは通行止めのトラブルとか、市内でもありましたけど、そういうことを避ける意味では当然町道の方が良いんですが、これはその土地の所有者がそうするかどうか決められるものなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

以前は、開発の中で帰属をしなかった場合も見受けられるんですが、今現在は帰属をほぼ前提に協議をしております。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

初めてなんで細くなるんですが、そうすると、事前に協議をされた上で開発行為は始まると思うんですが、「こういうふうの開発します」となって「この道は最終的に町に寄贈します」という協議が成立しないと開発できないものなんですか。それとも「道路は町には寄贈しない」ということでも開発自体はできるものなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町道認定にされなかった場合の宅地が建てられるかということになりますので、これが基本的に認定をすることによって1項1号道路として建築確認がすぐ取れるものです。開発協議で帰属を受けなかったら開発道路として開発業者がそのまま、何かあった場合には責任を持って道路の補修等も行いうこととなりますので、のちのち面倒となってきますので、協議をやった中で、町道認定をやって引き取るという格好にしております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き議案第62号の件を議題といたしております。現地を確認してまいりました。それに基づいて、質疑はありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

現地を確認しまして、先程14戸の家が建つということで、今もう工事が始まっているような状況を見せていただきました。元々の地権者は何名いらっしゃるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

所有者は1名です。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第62号町道路線の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れ様でした。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き、本会議で付託を受けました議案第46号長与町開発行為に関する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

山崎都市計画課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様おはようございます。それでは議案第46号長与町開発行為に関する条例につきまして御説明申し上げます。現在町内で行われている開発行為につきましては、長与町土地開発に関する条例及びこれに基づく長与町開発行為等指導要綱という例規体系の下、開発行為に関する指導等を行っております。しかしながら長与町土地開発に関する条例

につきましては、目的、定義を除きますと、適用範囲、届出、回答、協議といった非常に簡略な構成となっております。協議が整ったあとの手続きの定め等がございません。こういったことから、実際に行っている事務手続きにつきましては、主として開発指導要綱に依拠して運用されてきた経緯がございますが、指導要綱に規定しております適用範囲につきましては、都市計画法第29条に基づきます長崎県の許可対象になる事例とのすみ分けがなされていないということもございます。また、工事を廃止するときの手続きや町の立入り調査等の措置など、各場面を想定した詳細な定めについて不十分な点もございます。以上のことから、現行条例及び開発指導要綱に基づき実施している実務上の手続きの整理を図り、手続き要件を明確化した条例、及び、その関連規定を整備するために本条例を提案するものでございます。第1条につきましては、この条例の目的について、第2条では、この条例に使用いたします用語の定義について規定しております。第3条では、本条例の目的を達成するための町等の責務について規定しております。第4条でございますが、町の行政区域内におきまして開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為、その他規則で定める行為等を行う場合、町と事前に協議をしなければならないことを規定しております。なお、国又は地方公共団体が行う開発行為、都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為及び非常災害等のための応急措置として行う開発行為等につきましては適用除外としております。第5条は、開発行為の申し出があったときに行う協議事項について規定しております。第6条は、開発行為の申し出をしようとする者は、あらかじめ開発行為の計画を近隣に居住する町民その他関係者へ周知し、理解が得られるようにしなければならないことを規定しております。第7条は、開発行為の設計に係る設計図書は、規則で定める資格を有する者の作成したものでなければならないことを規定しております。第8条は、開発行為に関係がある公共施設及び開発行為により設置される公共施設の管理担当者または管理担当予定者とあらかじめ協議をしなければならないことを規定しております。第9条は、開発行為を終えたときは、その結果を事業者へ通知することを規定しております。協議結果通知を受けた事業者は、協議事項を変更しようとするときは第10条におきまして変更協議を。また、協議結果通知を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日の後に着手する場合は、第11条におきまして再協議を行わなければならないことを規定しております。第12条は、開発行為の工事を着手したときの報告、第13条は、工事が完了したときの報告及び完了検査の実施と検査済証の交付につきまして規定しております。第14条は、事業者は開発区域内の土地における建築物の建築につきましては、検査済証の交付を受けたあとに行うことを規定しております。第15条は、事業者は開発行為に関する工事を廃止したときは、町へ報告をしなければならないことを規定しております。第16条は、開発行為により設置されました公共施設の管理につきまして、また第17条は、公共施設の用に供する土地の寄附につきまして規定しております。第18条は、必要な限度におきまして事業者に対し報告もしくは資料の提出を求め、または立入調査を行う

ことができることを規定しております。第19条は、開発協議をせずに工事に着手したときのほか、各号に該当するとき、その者の氏名及び住所並びにその事実を公表することができることを規定しております。第20条は、規則への委任について規定をしております。附則におきまして、事業者等への周知及び実務的な移行期間が必要であることから、本条例の施行期日を令和4年1月1日としております。また本条例の施行に伴い、長与町土地開発に関する条例につきましては廃止させていただきたいと考えております。

なお本日、別紙で2点の資料を提出させていただいております。資料1が長与町開発行為に関する条例施行規則（案）でございます。本条例が可決いただけましたら公布を予定しております施行規則の案でございます。資料2が長与町土地開発に関する条例でございます。本条例の施行に伴い廃止を予定している現行条例でございます。併せて御高覧いただければと思います。

以上が、議案第46号長与町開発行為に関する条例の提案理由でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公子君）

本日配布をさせていただきました資料1につきましては、今回、提案をさせていただいております条例を施行するに当たり、必要となる規則を定めるものでございます。条例の中に「その他規則で定めるもの」という文言が多々出てまいりますので「その他規則で定めるもの」をこの規則の方で規定をしているというところと、先程、課長の説明にもありましたように、資料1の4ページ目を御覧いただきたいと思うんですが、真ん中の第18条、工事の着手の報告でありますとか、あるいは完了の報告、そういったものの様式の定め、そういったものを規定しているものがこの施行規則の案になります。

○委員長（河野龍二委員）

それではこれから質疑を行います。質疑はありますか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

基本的なことでは申し訳ないんですけども、この長与町開発行為、この資料1を読んだところ公共施設に関しての開発という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公子君）

本条例につきましては公共が行う公共工事ではなく、例えば長与町内に土地を持っていらっしゃる土地所有者の方々、それから開発事業者の方々が長与町内において開発行為を行いたい場合に適用する条例、その他規則でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

4条で町長との協議というのがあるんですけども、ここの2行目に「その他規則で定める行為」という、どの規則を想定されておるのかということと、この条例で「その他規則」にまで制限がかけられるのかという気持ちがあるんですけど、そこを1点。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

まず、これは適用範囲のことを記載しておりまして、最初から読み上げさせていただきましたと「町の行政区域内において開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為」、まず、これが対象になると。「その他規則で定める行為」、ここで言う規則ってというのは、今回資料1で施行規則案にあります第3条に規定するものでございます。これが1号から4号までございますが、これにつきましては資料2を同時に御覧いただきたいと思うんですが、資料2の第3条適用範囲、廃止を予定している現行条例第3条の適用範囲1号の1,000平方メートル以上のものは条例に記載しているもの。2号から5号に掲げるものについて規則で定めるとしております。それと、もう1点御質問がありました、規則で条例以外に制限とか、そういったものがあるのかってところでございますが、今回の条例の趣旨としましては、今、現行の条例、それから指導要綱で行っております事務手続きについて整理を図って条例にまとめると、整理するというものでございますので、今、行っている開発行為について新たな制限を加えたりとか、規制のレベルを上げたりとかいうことは目的としておりませんので、規則においてもそういった新たな制限とか、そういったものを設けるものではございません。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の質問は大体分かりました。あと1点、内容じゃなくて、今回、現行の長与町土地開発条例に関する条例を廃止するということを先程から説明されておるんですが、私の認識では廃止についても議決事項だと思っとるんですよ。ここの頭が「関する条例の制定及び土地開発に関する条例の廃止」とかまとめて書いてあれば分かるんですけど、議案名が「開発に関する条例」ということで、一本でよかったのかなあと、ちょっとそこ単純な疑問を思っただけなんですけど、よかったんですかね、これは。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

当然、この条例の制定につきまして、法令執務を担当する総務課とも法令審議で審議をしたんですが、条例自体の中身を大幅に変えるっていうわけじゃなくて、言わば全部

改正のようなもので、総務との協議の中でも、全部改正にしてもいいし、廃止制定でもいいという見解だったので、今回、廃止制定という形でさせていただいたところです。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

内容は分かるんですけど、廃止するなら廃止する議決が必要じゃなかったんですかっていうのを、お聞きをしているんですよ。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

廃止制定のやり方について、正式な見解については総務課とも話をした上で回答したいと思いますが、既存条例を廃止するこの項ですけれども、附則において旧条例を廃止して新条例で置き換えることを、俗に廃止制定と言うということで総務の方から聞いておまして、問題は無い行為なのかなってということでは考えております。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

では、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

幾つか伺いたいんですが、旧条例から新しくなるという形で、まず第1条に、これまでの土地開発に関する条例では「良好な生活環境の保全により調和のとれた町づくりをすすめる」と書いてあるのに対して、今回の開発行為に関する条例では「自然環境の保護に資すること」と加わっているんですが、これは何か特定の開発行為を想定したような、それに制限をするというか、何かしらの意味合いがあるのか、あればお聞かせください。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

第1条に謳う目的が、整合が取れているのか、何か特定の開発行為を目的があつてという御質問なんですけれども、まず后者の質問につきましては、何か特定の開発行為があるから目的の見せ方が変わっていると、そういったことを意図しているものではないと思います。旧条例に地域の災害を防止と書いていますけれども、これが制定されたのが昭和52年ですので、その当時の時代背景とかを考慮してこういった記載になっているのではないかと思います。この目的につきましては新条例におきまして「無秩序な開

発の防止」としております。やはり乱開発と言いますか、行政の指導の下行われないような無秩序な開発をしていくと、当然そういった災害とか、危険も及ぶというところもございまして、ある意味、都市計画法とかの理念ともかなうところでもありますので、今回、無秩序な開発の防止に変更をしている。それから、旧条例の「良好な生活環境の保全」につきましても、「町民の健康で快適な生活環境の確保」ということで、表現の仕方が変わっていますが、整合は取れてないということは決してないと。旧条例の理念も含みながら今回目的を新たに制定しているというところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

敢えて「自然環境の保護」っていうのが入っていたので、報道でも話題になっている山間部なんかへの太陽光発電、メガソーラーみたいなものを何らか想定しているのかと思ったんですが、ここで言う開発行為っていうのは、基本的にはあれではなくて、宅地とかそういうものなんでしょうか。メガソーラーっていうのは、ただの構築物というか、ちょっと分からないですが、この条例で何か制限する対象にはならないんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公君）

今、出てきたキーワードとして太陽光発電とありましたけれども、ただ単に太陽光発電を設置するだけであれば開発行為には当たらない。ただ、その設置をするために、例えば、なだらかな山になっているのを基盤整備して、設置しやすいように既存の土地区画の形状を変更するっていう行為になりましたら、当然その開発行為に当たってくるので、ケース・バイ・ケースで当たったり当たらなかったりというのはあると思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の開発行為に関する条例を読みますと、以前の土地開発に関する条例では町長に届け出が要するというような文言があるのに対して、今回は町長と協議して許可が要するというような内容なのかなという印象を受けるんですが、例えば、事前に町長と協議をして、許可しないという権限は、町長に法的根拠のようなものはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公君）

法律上、例えば協議をせずに開発行為をしていた場合、それが都市計画法29条に当たる開発行為であれば県の許可が必要になるものになりますので、県の指導の対象になります。それ以外のものをこの条例は想定しておるわけなんですけれども、それ以外で、

例えば無届けで開発行為があった場合について町長が何かしら、例えば行政処分をするとか、そういった権限はございません。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

例えば1,000平方メートル以上の開発行為は、そもそも県に届け出て、許可が要るものだったんですが、この第4条でいくと県に開発の申請等、手続きを行う前に、まずは町長と協議するように書いてあるのかなと思うんですが、そういうことですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

はい。この適用範囲につきまして、まず都市計画法29条の説明をさせていただきたいと思いますが、長与町内には小さい範囲から言いますと市街化区域がありまして、その周りに市街化調整区域がございます。その外側に都市計画区域外という形になります。市街化区域におきましては1,000平米以上の開発行為を行う場合は長崎県の許可になってまいります。市街化調整区域につきましては面積要件に限らず全ての開発行為が長崎県の許可になってまいります。都市計画区域外、一番外側につきましては1万平米以上の開発行為が県の許可になってまいります。翻ってこちらの条例を見ていただきますと1,000平米以上の開発行為と指定をしておりますので、都市計画区域外で1,000平米以上9,999平米までの開発行為について、この条例を適用して手続きを行ってもらおうという形になります。もう1つ、第4条でこれらの開発行為に関する法令に基づく許可とか認可、申請とか、記載してはありますが、これは県の開発許可のことを想定しているわけではなく、例えば農用地区域の指定があったり、農地転用しないといけないとか、そういった開発以外の開発行為に付随する許可を得ないと開発行為ができないものがございますので、そういったものを想定して記載をしているところです。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ほぼ内容は理解できたんですが、最後に、さっきの法的な根拠とかにも係ってくるので繰り返しになるんですが、この新しい条例を読むと、とにかく町長と協議をしなければというところが重要なところだと思うんですね。要するにこれを読むと町長の許可と言いましょか、協議した結果開発行為を認める、認めないみたいなのが一種町長の決定になるというか、一存のようなものになって判断できるような印象を受けるんですが、そういうことではなくて、便宜上、結局協議っていうのは皆さんのような担当課等が行って、決裁が町長であるのでこういう文言になるということなんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

1 ページ目に第4条がございまして、協議をしなければならないと定めており、第2項で協議の申し出をしていただく形になるんですが、その2項の申出書には8条1項に規定する同意を得たことを証する書面を添付するとしております。同じページの第8条が公共施設の管理を担当する者の同意。これは現状でも行っておる行為ではあるんですけども、8条の1項で「開発行為に関係がある公共施設の管理を担当する者と協議し、その同意を得る」。これは、例えば開発行為を行う区域の中に公共施設等があった場合に、そこに設置している水道管とか、下水管とか、町道とかがあった場合に、それぞれの管理担当をする者、これは各担当課を想定しておるところなんですけれども、その協議と同意が必ず必要だということ。それから2項については、開発をした結果、新たに道路を敷設する、あるいは上下水道を設置する、消防、防犯施設、公民館、集会場とかを設置する。そういったものについても新たに管理を担当する者と協議をしなければならないというところがありますので、これまでと同様に町長が一存で決めるわけではなく、各課の担当者、所管課長との協議が整った上でないと許可ができない仕組みになっておまして、現在行っている手続きと変更があるものではないところです。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと確認なんですけども、18条に「必要に応じて職員を工事の場所に立ち入らせ、当該土地にある物件若しくは工事の実施の状況を調査させることができる。」と。これは確かにそうなんですけども、今回、熱海だったですかね、そういう開発をするに当たって産業廃棄物の中に入れて込んで埋めて、そのときは途中で行政側も確か「片づけろ云々」何かそういう申し入れをしたのにそのまま工事は進んで、産業廃棄物を埋めたままの状態になったということで。この条例を見る限り、そのままにした状態でやったときの懲罰的なあれが何も載ってないんですけども、工事を中止せろ云々というような文言が、私が見る限り無いと思っているんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本公司君）

産業廃棄物とかあるときには、産業廃棄物の違法投棄等を処罰するような法律がありますので、そちらで当然対応していくことになると思いますが、この条例で謳っているのは立入調査になります。例えば通報があったり、そういったものを発見した場合には、立ち入って何を行っているかというのを確認する必要がございまして、条例においては立入調査までを規定しておいて、その結果に応じて様々な法律があると思いますけれど

ども、その法律の権限において行政処分、行政指導をしていく形になると思われます。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

分かりました。行政指導を行うということで、なかなか言うことを聞かない。例えば、業者がそういうときは途中で工事を止めて、「これは駄目だ」と、「許可しない」と、そういう強い姿勢はできるのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

この条例での対応はここに記載してないのでできないですし、そういった処罰性のあるものを条例に謳うことができないので、敢えてしていないところになります。ただ、委員おっしゃられるような行為が立入調査の結果判明した場合は、それらを処罰する、適用できる各種法令に基づいて処分、指導を行っていくという形になります。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的なところで、まず伺いたいと思います。今回の条例は、以前あった条例の手続きを明確化するとか、そういう形で足りなかった分を付随して新たな条例を作るといって、この開発行為に関する条例、そもそもどこかの自治体の条例を参考にされたのか、また、県の条例だとか、そういうものを参考にされて作られた中身なのかですね。

あと、開発行為に関する条例とした理由がまず何なのか。全国的に見ると開発許可だとか、開発事業だとかいうふうな形で同じような条例があるんですけども、開発行為とした何か理由があるものなのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山本係長。

○係長（山本司君）

この条例を制定しようと思った趣旨につきましては、冒頭、課長が申し上げたとおり、既存の例規の体系が既存の条例、それから指導要綱に混在しているような状態で、手続きについて特化した条例をまず整備したいという思いでした。これについては潜在的な課題ということで、今まで思っておったところなんですけど、法律上問題があるわけでは

ないので今のまま運用してきた経緯がございますが、今、整備をしたいというところで提案をさせていただいています。どこか参考にした所があるのかという御質問ですが、実際には愛知県岡崎市を参考にして整備をしております。それと条例の名称に「許可」という文言が無いというところで、実は「許可」というのが行政処分という形になりまして、いわゆる開発許可を行えるのは通常、都道府県知事になります。ただ中核市とか、政令市においては自前で許可をできるように、県から権限移譲してもらっているという形になりますが、長与町が都市計画法29条の許可権限を県から移譲されておられませんので、「許可」という行政処分を行うことができないので、そういった文言は使えなかったので「土地開発に関する条例」ということで今回提案をさせていただいております。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

了解しました。あと、他自治体の同じような条例を見ている中で気付いたところと言いますか、ここは開発事業に関する条例となっているんですけども、この中で開発行為をしていて文化財が出てきたときに文化財の保護をするというふうな条項が入っているんですよ。そういうのを今回付け足そうだとか、考えられてなかったのか。今までの不足分を整理するという形での条例制定になってますんで、新たに何かを付け加えるということは特に考えてなかったのか、お伺いしたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山本係長。

○係長（山本公君）

先程申し上げたように、都市計画法上の許可権限がまず無いというところが頭にありました。それと、そういった文化財保護法に関わる場合は、当然のこととして文化財保護法による規制が書かれていて、そこでは開発行為が禁止されています。資料1の第4条を見ていただきますと（町長との協議を要しない開発行為）っていう規定を敢えてしております。1号で農業振興地域の整備に関する法律云々かんぬん書いていますけども、これはいわゆる農振農用地というもので、この農振農用地内に農業用倉庫を建てるとか、そういったものは建てられるっていうことが法律に書いていますので、こういったものは適用除外にしている。同じく2号も同じような理由です。3号につきましても「その他法令において開発行為に係る手続の定めがある行為のうち」っていうふうに適用除外としておりますので、1号、2号で法律を書いていたけれども全ての法律において、その法律に基づいて開発行為ができる、できないという規制があるものについて網羅的に記載することがほぼ不可能でありますので、その案件、案件に応じて審査をして、この条例によらなくても、その法律に基づいて規制があるものと分かった場合には、そちらの方で対応してもらおうというようなところで考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号長与町開発行為に関する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れ様でした。場内の時計で13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時54分～13時15分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本会議で付託を受けました議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

皆様お疲れ様でございます。それでは令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計決算につきまして、事項別明細書により御説明申し上げます。

まず歳入でございます。決算書の6、7ページをお開き願います。1款国庫支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては、調定額6億9,875万円に対し、収入済額3億4,720万円でございます。これは高田南土地区画整理事業に対する国からの補助金となっております。内訳といたしましては備考欄に記載のとおり活力創出基盤整備総合交付金3億2,655万円、地域住宅支援総合交付金2,065万円でございます。また収入未済額3億5,155万円は翌年度への繰越事業費となっております。次に2款県支出金1項1目1節土地区画整理費補助金につきましては調定額1億3,975万円に対し、収入済額は6,944万円でございます。これは土地区画整理事業に対する県からの補助金で、補助額は国庫補助対象事業費の10%となっております。また収入未済額として7,031万円は翌年度への繰越事業費となっております。次に3款繰入金1項1目1節一般会計繰入金につきましては調定額8億1,001万5,411円に対して、収入済額は4億2,208万6,411円でございます。これは主に高田南土地区画整理事業における町負担分の事業費となっております。また収入未済額3億8,

792万9,000円は翌年度への繰越事業費となっております。次に4款繰越金1項1目1節繰越金につきましては調定額及び収入済額ともに1億4,367万1,869円でございます。これは区画整理特別会計における令和元年度の実質収支で、繰越金として令和2年度予算に計上したものでございます。次に5款諸収入1項1目1節町預金利子は調定額及び収入済額ともに1,755円でございます。続きまして2項1目1節高田南地区保留地処分金は調定額及び収入済額ともに1,385万264円でございます。これは地区内の付け保留地6画地分189.36平米の売り払いによる収入でございます。歳入については以上でございます。収入済額の合計は9億9,625万299円で、翌年度への繰越事業費となる収入未済額は8億978万9,000円でございます。

続きまして歳出でございます。10、11ページをお開き願います。1款土木費1項1目土地区画整理総務費につきましては経常的経費でございます。次に2目高田南地区区画整理事業費につきましては8節旅費から11節役務費までが経常的経費でございます。12節委託料につきましては、高田南土地区画整理事業の事業費として長崎県へ支払った委託料と区画整理区域外の造成協力地に対する用地処理における測量費でございます。予算額17億5,067万2,000円に対して、支出済額9億3,276万339円のうち長崎県への委託料が9億2,652万4,439円、地区外の測量設計委託料が623万5,900円でございます。繰越明許費は8億978万9,000円となっております。なお、令和2年度に実施いたしました主な工事等の施工箇所につきましては、後程図面にて御説明を申し上げたいと思っております。次に16節公有財産購入費でございます。先程御説明いたしました測量費と同様、区画整理区域地区外の造成協力地に対する用地処理における用地購入費でございます。予算額700万円に対して、支出済額139万3,020円となっております。また21節補償、補填及び賠償金も同様に、造成協力地に対する用地処理における補償費で、予算額550万円に対して、支出済額506万9,383円となっております。次に2款公債費1項1目元金22節償還金、利子及び割引料4,936万円につきましては、区画整理特別会計で借り入れております地域開発事業債の元金償還金でございます。続きまして2目利子22節償還金、利子及び割引料60万9,669円につきましては同じく地域開発事業債の利子償還金でございます。お手元にお配りしております資料につきましては、地域開発事業債の残高につきまして明示させていただいた資料となっております。歳出については以上でございます。支出済額の合計が9億8,935万1,286円で、翌年度への繰越明許費は8億978万9,000円でございます。続きまして14ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額9億9,625万円から歳出総額9億8,935万1,000円を差し引き、実質収支額を689万9,000円とするものでございます。

続きまして、区画整理事業特別会計にかかる主要な施策の成果について御説明申し上げます。5ページをお開き願います。高田南土地区画整理事業に係る長崎県への委託料について記載しております。決算額及び財源内訳につきましては、歳出の1款1項2目

12節委託料の支出済額と、それに対する財源内訳を記載しております。事業実績につきましては、後程、主なものにつきまして図面にて御説明いたしますが、本工事費は10件、7億8,379万3,000円。補償費は3件、6,245万5,000円。測量試験費は19件、6,703万4,000円、その他2件、1,324万3,000円となっております。令和2年度末の事業進捗率といたしましては、道路築造57.4%、宅地造成59.6%となっております。令和2年度決算について御説明は以上でございます。

それでは令和2年度の主な工事等の箇所につきまして、担当より御説明申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

それでは令和2年度の高田南土地区画整理事業、主な事業実施箇所につきまして御説明申し上げます。こちらを御覧ください。高田南土地区画整理事業の平面図になります。図面の位置関係としましては、図面上側が北となっております。薄くてちょっと見えにくいんですけども、高田小学校がこの付近です。こちらが高田越交差点。そしてこの付近が道ノ尾駅付近となっております。高田越交差点から東側の方に高田越トンネルがございます。高田越トンネルを通りまして、こちらが高田中学校付近となっております。それでこちらが浦上水源地付近。こういった位置関係の図面となっております。まず、図面の方で令和2年度の主な事業実施箇所を示しており、薄いピンクで示している箇所が一括施工の区域となっております。そして、それ以外の区域、水源地付近の一括施工区域外にあります。こちらが一括施工外の工事になります。赤で着色している所につきましては令和2年度に完了した工事箇所です。茶色でお示ししている所は令和3年度へ繰り越した事業となっております。そして区域南東部の青で示した所につきましては、地区外造成部となっております。まず、一括施工区域外からの説明になりますけども、1つ目が64号線舗装工事、こちらは令和元年度から繰越工事となっております。令和元年施工の宅地造成77街区の整備に伴って外周道路の舗装工事を行ったものです。こちらの繰越工事につきましては令和2年4月中旬に完成しています。続きまして76街区宅地造成工事、ちょうど天理教とか、墓地の裏の方に位置しております。こちらは地権者に土地をお返しする宅地造成工事となっております。続きまして67号線ほか側溝工事、67号線ほか舗装工事につきましては、先程御説明した76街区宅地造成工事周辺の宅地が出来ましたので、それに伴って周辺の道路を整備した工事となっております。

続きまして、一括施工の区域の説明に移ります。こちらは高田南宅地整備事業として令和2年3月19日に契約を行い、5年の債務負担行為で整備を行っているところでございます。事業内容につきましては、一括施工区域内の宅地擁壁や道路などの設計業務、それと宅地造成、あと道路築造工事などの建設工事となっております。契約的に一括施工が1件の業務となっておりますけども、具体的に令和2年度に実施しました事業箇所につきまして御説明申し上げます。まず、こちら宅地整地工事、切土工事ということで

示しております。場所は先程御説明しました高田越トンネルの上の方にさくら野公園、令和2年6月に完成しておりますけども、あそこの南側の工区になっております。こちらは一括施工の中で工区割りの関係で3工区と言っているんですけども、3工区の宅地整地工事になっております。令和2年につきましては宅地整地工事、粗造成の切土工事、補強土壁工事と言いまして、184メートルの擁壁の工事を整備して完成しております。そのあと、宅地整地工事、擁壁工事に続く宅地造成工事、宅地擁壁工事。宅地を実際に、擁壁を造って整備をする工事なんですけども、こちらにつきましては令和3年2月に国庫補助事業の3次補正の追加に応じて事業量を追加したため、その追加補正分と当初の残事業分について繰り越しをしております。3工区につきましては令和4年3月に宅地造成が完成し、4月から順次地権者に土地をお返りする予定となっております。

続きまして高田越中央線道路改良工事につきましては、当初、東側の終点部から高田中学校入り口付近までの工事について整備をする予定だったんですけども、先程もお話をしました令和3年2月に国の3次追加補正が入り工事区域を延長しています。この高田中学校から高田越トンネルの入り口付近までの工事を追加したことによって全体的に繰越工事になった箇所でございます。この高田越中央線の進捗につきましては令和3年9月末ぐらいには大体7割ほど完成する予定になっており、最終的な整備につきましては令和3年12月末に完成予定、令和4年1月に開通する予定となっております。

最後になりますけども、大型水路工事は令和3年1月に通行止めをしています町道部分、高等技術専門校から浦上水源地に抜けるこの道路の部分になりますけども、こちらに大型水路管渠工事、暗渠を入れる工事になっているんですけども、この工事の繰り越しなんですけども、現況の道路敷きに建柱してありました電柱の移設協議に不測の日数を要して繰り越しをしております。この大型水路の進捗ですけれども、令和3年8月現在で約90%完成しており、令和3年9月末に100%完成する予定となっております。最後に、地区外造成部の箇所になります。ここの中で地区外造成に伴う用地費として、ここに盛土をする箇所の止めをする擁壁を造るんですけども、この擁壁部分の用地取得を3件行っております。また同じ地区外の造成部の中で、造成協力地に対する補償費として収穫樹と農業用倉庫の補償を1件行っております。こちらは年度内に全部契約を完成して、今、施工をしているところでございます。以上簡単でございますが、令和2年度の主な事業実施箇所になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

それでは、これから質疑を行います。決算書、明細書のまず歳入から入りたいと思います。歳入の全ページ、質疑を受け付けます。質疑ありませんか。

では戻っても構いませんので歳出についても質疑を受け付けたいと思います。

質疑はありますか。説明書、主要な成果に関する報告書でも構いません。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

主要な施策の成果の報告書の5ページのところで、今、図面で説明されているところで、決算ですので繰り越しになっているところをお尋ねするのはどうか分からないんですけども、先程、高田越中央線の道路改良工事が、国からの補助があつて、繰り越しになって、今されているという説明を受けたんですけども、道路工事なので、ここが実は仮の道路ということなのかもしれないんですけど、高田中の前の所がものすごく段差があるように感じるんですよ、今通れる所が。今まだ工事の過程ですから、その段差、車で通ったときにガクンって、そこは「注意してください」という注意喚起の看板みたいなのがあったと思うんですけども工事が進めば、そこが正の道路になるものなのか分からないところもありますので、そこは改良されるという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

高田越中央線の工事につきましては、現状、道路切り替えを行いまして、埋設管工事も入る関係もあつて、ああいった切り回しが多いんですけども、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり今の段階ではまだ仮設の切り回しっていうのが多く、どうしても今の現道と摺り付ける区間が何箇所もあり、段差とかで御迷惑をお掛けしている所があると思われませんが、こちらにつきましては令和3年12月末あるいは1月に完成すれば、通り良く段差の無い道路設計になりますので。道路切り回しがあと1回ほどあるんですけども、その区間につきましては御迷惑をお掛けしますが、なるべく段差とかを作らないような配慮をして、安全管理を徹底して工事を進めていきたいと思っております。

○委員長（河野龍二委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

道路も含めて非常に工事が進んでいる感じはしますけども、一般の住民が「新しい道路になったんだ」と、「この間まで通っていた所が違うんだ」ってなったときに、やっぱり初めて通る人とかも当然いるわけなので、最初、分からないときはガクンってなったんですよ。そののち通ったときには「気をつけてください」と看板で注意喚起があったんですけど、最初に通ったときは「何か道路の形容が変わっている」って、誰しもそんなふうにおっしゃるわけですよ。また変わっている、きれいになっているんだなあと思って。だから完成じゃないってことでちょっと安心はしたんですけども、車が通るだけじゃなくて、学校もすぐ目の前があるので、そういったことも気を付けながら完成をお願いしたいと。答弁は要らないですけど、そのようにお願いしたいと思います。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありますか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

説明あったかもしれないんですけども、この地区外造成部の目的とどういう工事なのか。結構広い範囲なんですけれども、ちょっと分からないのでお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

こちらの地区外造成部の工事につきましては、平成30年度の事業計画の変更に伴い、コスト削減、また南東部区域の隣接部の土地の一体性の向上を図るために、元々の計画はこの宅地の地盤高から下の道路まで約15メートルとか、20メートルの高い段差があったんですけども、こちらの地区外の山の斜面の所のポケットを生かして一括施工の土砂を、大体こちらで8万立米ぐらいの盛土が見込めます。そういったところでコスト削減を図るという目的で地区外造成を計画したところでございます。関係地権者につきましては事業計画変更前に御説明をして、了解した上で工事を実施しているところです。

○委員長（河野龍二委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

結局、ここで出た土をここに持ってくると、最終的にはどういう感じになるんですか。

○委員長（河野龍二委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

ただいまから現地を見に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（河野龍二委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。現地も確認してきたんで、改めて質疑があれば質疑を受け付けたいと思います。質疑はありますか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

現地視察でもちょっとお尋ねしたんですけど、今回、造成した3工区、何軒の区画割になるのか、そして何街区になるのかということをお尋ねします。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

先程御覧いただきました3工区の住宅の戸数につきましては、約90戸の整備が予定されております。こちらの街区の数につきましては10街区の代替区数がございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この3工区、令和4年に地権者に4月に返すようですが。目の前の道の尾公園の切り取りが始まってないようで、あそこを切り出せば恐らく岩盤とか出てきて発破とか使わないのかなという気もしているんですが、場所的に今日見せてもらったら大体一緒ぐらいだったから、影響ないのかなと心配して見とったんですが、そこら辺大丈夫ですかね。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおり、今日見えていた所を切り下げていきますと、当然岩盤は出てくると思います。当初設計の中でも発破切土も予定をされております。しかしながら北側、セブン-イレブン側に、現場に回られたときに山側を御覧になられたと思いますけど、下側から見るともう岩盤が出てきており、そういった中で今の距離感というのもございますので、安全を配慮しながら施工を進めていくっていう形でお話は伺っております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

地区外の盛土の所、昔の道路沿いに農業用地の所に暗渠ですか、入れていくということで、この上は最終的には道路になるということですか。水路上の土地利用なんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

委員おっしゃるとおり、水路の直上が区画道路になる。もしくは今回用買をした法面の隣接している所、公共用地の中に収まる場所を配置して、施工しております。

○委員長（河野龍二委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

この事業は今、11回か12回変更になっていると思うんですね。もうこれで確定した。変更は無いという考えでいいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今後、変更無しということで進めていきたいところはございますが、まだ1回ぐらいはあるのではないかと考えております。内容について詰めているところでございまして、

県の中でまだどういう方向にするか確定しておりません。まだ今から5年、6年続く事業でございますので、どこかのタイミングで変更が出てくるとは思っております。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

成果に関する報告書の5ページで伺いたいんですが、一番下に令和2年度末進捗率、道路57.4%、宅地59.6%とありますが、令和元年度末のを見ますと、道路が55.6%、宅地が58.6%ということで、1、2%それぞれの進捗だと思うんですね。先程現場を見まして、まだ道路とか、宅地っていう段階じゃないっていうのがあるとは思いますが、最終的にはこれ、一括施工完了の令和6年度末にはどちらも100%になるということからの57.4%、59.6%っていうことによろしいんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今、委員の御質問にあったとおりで、一括施工の部分が大半を占めておりますので、若干、区域の出入りとか、そういった部分の仕上がり具合で微調整というのが出てくるかと思いますが、ほぼ100%に近い形にはなるのではないかと思います。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、今は昨年度と比べて1、2%ずつの進捗で、さっきも言いましたけど、道路とか、宅地が出来る以前の工事で増えてないっていうのがあると思うんですが、逆に言うと、例えば4年度にはもう一気に道路、宅地が1年で20%ぐらい進捗するとか、そういうふうな令和3年度、4年度、5年度、それぞれに大体この年度末には道路、宅地何%になっているというような予測というか、目標といったものはあるんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

宅地造成の実績等々になりますけれども、今59.6%。現状から令和3年度は先程見ていただきました3工区の宅地造成が完了し、そこが完了すれば宅地造成の面積が一定増え、約6%整備率がアップするっていうところは掴んでおります。そのあとの区域につきましては、先程現場で確認したとおり大規模土工を片付けないと宅地が出来ない現状にございまして、宅地が一定整備できる時期としましては令和6年度完成をいたしますので、まず令和3年度に6、7%整備率上がりまして、そのあとは一括施工を終わるにつれて100%に近い宅地整備率が一気に上がっていくというような形になります。

○委員長（河野龍二委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

繰り返しになりますが、そうすると、例えば令和4年度末には何工区が出来上がって何%ぐらいになっているとか、そういう予測というのはそもそも出してないとか、出ていないということなんでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

今、3工区を今年度末お返しするという事で集中的に整備しております。残りにつきましてはライフラインとかの関係もございまして、3工区以外の所は長崎市の方で汚水処理をお願いするエリアになっておりますので、下から整備をしていく部分と、上から整備していく部分と、どこかで繋がる所がございまして、それが恐らく事業の末期、令和7年3月に近いところになるのではないかと。ですので当然、地権者にお返しする、供用開始が図れる時期もその時期になってくる部分がございますので、なかなか整備率、実績値として、どここの街区のどここの道路が出来てっていうふうなお答えがしにくいところがございます。そういったことで御理解いただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

現地を見て感じたところで話をさせていただきますので、正確かどうか分かりませんが、2年度の決算から8億円ぐらい繰り越しをされていますよね。今年度の事業費は幾らになるのか、10億円ぐらいあるんですかね。ということは18億円の事業をせんといかんわけですよね。どうも現地見た感じが、大丈夫かなと思って見とったんですけども。一部重機が動いていた感じはするんですけども、そんだけの規模を抱えとって、どこをされるとかなという疑問を持って帰って来たんですが、大丈夫ですかね、執行は。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

御心配はごもつともだと思いますが、今から大型水路の進捗100%で上がって、あちらの大型土工が占める割合がかなり増えてまいります。当然そちらの事業執行につきましては、後ろが決まっている話でもございますので、それが例えば遅れるとかいう話になると、県の契約とか、当然、県の議会の方でも話題に上らないとも限りませんので、そういったことがないように、現地の施工管理とかいう部分は事業者の方できっちりや

られていると思うのと、施工量的に今からスピードが上がっていくっていうのは説明として聞いておりますので、そこについては問題無いのではないかと考えております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

1点ちょっと教えていただきたいんですが、繰り越し分の精算の仕方、これ一括発注をされていますよね。そのうちに何年度に幾らずつって前計画を一応立てられて、それに見合うぐらいの予算を組まれて、出来上がったものを繰越額にされているのかなという感じでおるんですけども。当然、2年度に繰り越した分が3年度で竣工、先程で言う水路とか、街区が出来上がるとか、そういったものの精算はどういう形でされているのか。物が出来上がったあとに精算をされておられるのか、それとも年度終わりにまとめて調整をされるのか、そこら辺どうされているんですか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

初年度から繰り越しをさせていただきまして、当然、翌年度になるとその繰り越した予算の方からの執行となっております。それがちょっと玉突きのような、昨年度もそうですが追加で補正をいただいているっていうことで、事業費が増えた中で、どうしてもそれが執行できない分については翌年度に繰り越しをさせていただいております。そんな中、事業執行を確認する分につきましては県の方で、履行が確認できたところで次年度の予算執行にかかるっていうふうな説明を受けております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

県が確認をして精算をすると。先程、水路が9月に100%出来るんだと説明されたと思うんですが。水路で言えば100%出来たときに県が清算をされるのか。その水路部分だけについて繰越金の中から支払いをされるのか。だから、それに伴って町が繰出金を出すんじゃないかなという感じがしているものですから。繰り越した分もどんどん出来ていきますよね、翌年に。その精算はどうされるんですかというのを。途中で出来ても、もう全部あとで合わせてやるんだとか、そこら辺を教えていただきたい。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

施工量を確認したところで精算をされておりますので。町と県とのやり取りといたしましては、四半期ごとに計画の調整とか、委託料の調整、協議をしておりますので、その中で金額を決めたところでお支払いをしているということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

先程、現地で課長にも少しお尋ねをしたんですけれども今回の3工区、来年4月に地権者にお返ししたいということでお伺いをしたんですけれども、山を削って行って住宅地となるってということは、それぞれのライフラインと道路、見た目にはもう出来たんじやないかなって思うのではなくて、そういったことが全て整わないと何工区、何工区っていう街区という形、まず地権者に当然お返しする。今回はたまたまライフラインとか、道、そういったことが整ったからってという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

おっしゃるとおりでございます、造成をしていく中で宅地、それぞれ地権者の権利である面積ごとに宅地ごと造り上げていきます。その前に道路を造ります。で、道路の中にライフラインを設置していきます。そこで最終的に舗装をかけて、住めるような状態、公共サービスを受けられるような、生活ができるような状態まで仕上げたところで地権者に法手続きをしたところでお返しするんですが、それが可能な所ってというのが3工区でございます。ほかの所につきましては先程八木委員からの御質問にもありましたが、公共サービスの面でどうしても水準以上のものが望めない部分がございますので、そこについてはまだお返しすることはできないということでございます。

○委員長（河野龍二委員）

ほかにありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先程もちょっとやり取りがあったんですけれども、今回の決算での繰り越しの要因と言いますか、なかなか事業が進まなかったというのが要因になるのかもしれませんが、大きな要因ってというのがあれば、参考までに教えていただきたいと思います。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程、課長補佐が申し上げましたが、一番大きな要因と言いますのが水路を設置する予定の場所に電柱が複数本ございまして、九電との話になるんですが、重要な扱いの施

設が乗っていたたと。それを移設するに当たって10か月ぐらいかかっていました。なので、それが終わらないと次の工事に本格的に着手ができなかった部分があるかと思っています。ほかにも幾つか要因としてあるんですが、それが一番大きい部分だと思います。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

繰越額を見ると総事業で9億円、委託で3,200万円、繰越額が8億円ですよ。その水路事業だけにとは言わないですけども、水路事業がやっぱりそれなりの大きな事業費として残っているわけですかね。

○委員（八木亮三委員）

山崎課長。

○都市計画課長（山崎禎三君）

先程課長補佐が申し上げましたが、2月に国の追加補正があつて、事業費が6億2,000万円ございますので、追加補正の中で一定占める部分はあるかと思っています。

○委員（八木亮三委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

水路事業にこれだけの費用が掛かるというわけじゃなくて、追加補正でその部分が追加されて、事業全体がそこまで追いつかなかつたということでこれぐらいの繰越額になっているところで理解したいと思います。あと、地区外の部分が説明をされて、予算に対して執行した割合が非常に少ないかなど。地区外の用地購入費で当初700万円組んでらっしゃるんですけども、支出は140万円ぐらい。用地購入費が560万円も不用として上がったというのは、どういう要因なのか教えていただきたいと思っています。

○委員（八木亮三委員）

前田課長補佐。

○課長補佐（前田将範君）

まず令和2年9月で、こちらの地区外の用地購入費を計上させてもらっております。その中で、どうしても用地取得の面につきましては、不確定な要素として用地取得単価と用地取得面積がございます。で、用地取得単価につきましては、まずもって単価の算定業務委託をしないと単価が確定しないということが一つ。それとあと用地取得面積につきましては、まずもって造成に必要な土地は大体決まっていたんですけども、それ以上に必要な土地以外の残地まで購入する可能性も否めなかったもので、そういった不確定の要素を考慮して用地取得単価についても高め。あと用地取得面積につきましても広めに積算をしまして予算要求をしておりました。実際、用地交渉において、まず宅地に必要な土地以外の残地部分の追加購入も無く、あと、必要最小限の面積で購入ができましたもので、宅地取得単価につきましても算定業務委託で、よそよりも低い単価で買い

取れたというところから、予算額と支出額の差が出たという経緯です。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号令和2年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 15時25分）